

九州・沖縄地域脱炭素推進会議運営要領(案)

令和3年12月22日
九州・沖縄地域脱炭素推進会議決定

1. 目的及び設置

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定)を踏まえ、九州・沖縄地方において、地域課題の解決や地域の魅力と質の向上につながる地域脱炭素を推進することを目的として、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、機動的に支援を実施するため、九州・沖縄地域脱炭素推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2. 検討・協議・実施事項

- (1)各府省の関連予算等の支援ツールや支援実績等に係る情報共有及び地域への情報発信に関すること
- (2)脱炭素先行地域をはじめとした地域脱炭素の案件形成や複合的・包括的支援に関すること
- (3)その他、推進会議の運営を含む必要な事項に関すること

3. 構成等

- (1)推進会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)推進会議には、幹事会を置く。幹事会は原則として各地方支分部局の課長級職員の参加を得て開催し、実務的な連携内容・方法を検討・協議・実施する。

4. 会議の公開

- (1)推進会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は構成員間の自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあると認められる場合には、構成員の合議により非公開とすることができる。
- (2)幹事会は、原則として非公開とする。

5. 事務局

推進会議及び幹事会の事務局は、構成員の協力を得ながら九州地方環境事務所が担う。

6. その他

本運営要領に定めのない事項に関しては、構成員の合議により決定するものとする。また、運営要領を改定する必要が生じた際は、構成員の合議によりこれを改定することができる。

別紙

九州・沖縄地域脱炭素推進会議構成員

沖縄総合事務局長

九州総合通信局長

沖縄総合通信事務所長

九州財務局長

福岡財務支局長

九州農政局長

九州森林管理局長

九州経済産業局長

九州地方整備局長

九州運輸局長

九州地方環境事務所長